

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 総務課
部署の業務内容	庶務一般、情報公開、公文書接受、人事管理、給与、福利厚生、予算及び会計、歳入決算、国有財産管理、物品管理に関すること

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	消費者、生産者、事業者等からの電話での対応や職場内での挨拶等について、改善された。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられている	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	—
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 農政推進課
部署の業務内容	水田経営所得安定対策に関する事、情報の受発信に関する事、食品及び容器包装リサイクルに関する事、直接採択事業に関する事、総合食料局情報管理システムに関する事等。

項目		対応	
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に課内会議を開催し、課内業務の課題や行事予定等の情報交換を行い、課員が課内業務について共通認識をもたれるように取り組んでいる。 また、所内で実施している農業施策説明会に積極的に参加し、他の部課の担当する業務についても習得している。 このことから課員の視野が広がり農業者等に対して丁寧な説明ができるとともに他分野の質問にもある程度回答できたことから分かりやすいとの評価を受けている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> 課員が苦情、要請、内部告発を受けた場合は、速やかに課長に報告するように課内でルール化している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> 政策の内容をより分かりやすく説明するため、県内版の周知資料やパンフレットを作成し、説明会や意見交換会に参加している。 農業関係機関と連絡会議を設置し、国、県、団体の取り組んでいる事項について情報共有を図っていることから関係機関の評価を得ている。 水田経営所得安定対策の説明に当たっては、農業者等を訪問し自ら作成したパンフレット等を活用し、分かりやすく丁寧な説明を行っていることから分かりやすいとの評価を受けている。 また、国民からの意見については、適宜、意見情報として上局に報告することがルール化されている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> 特定の分野、団体との関係する業務は担っていないが、常に国民目線で行動するよう心がけている。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・農政推進課は、平成18年4月に発足したことからBSE発生後の見直しは行っていない。 ・課内業務は、担い手の育成、直接採択事業等のほか、消費者モニター、流通加工業者モニター、生産者モニターからの意見収集も行っており、産業振興サイドに偏っているとは思わない。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成を担っていることから安全な食料生産のできる経営体の育成という視点から見れば食の安全に及ぼす可能性のある業務を担っているといえる。 ・食品リサイクル業務を担っていることから食品廃棄物が肥料として再生利用されているので食の安全に及ぼす可能性のある業務を担っているといえる。 	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局福島農政事務所消費・安全部消費生活課
部署の業務内容	食育の推進、リスクコミュニケーションの推進、食品安全に関する緊急時対応、食の安全・安心に係る情報網の整備、消費者相談、食品価格動向調査、食料自給率向上等の取り組み

		項目	対応	点検結果の概要
総論		消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	各種会議、情報提供時等において、丁寧に説明しており、問い合わせ等に関して管轄が異なるものについては関係機関を紹介するなど誠実に対応しており、このことについては、意見交換会等で一定の評価を受けている。また意見交換会には繰り返しの参加がある。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応		国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	不誠実との批判を浴びたことはなく、苦情、要請、内部告発、その他の情報提供に対しては、今後も消費者相談カードや公益通報窓口にて対応し、上部機関へ伝達していく。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	意見交換会や消費者相談などに寄せられた情報は、上部機関に報告し、後日、適切に対応している。これらは、アンケートなどで一定の評価を受けている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	安価で良質なものを求める消費者団体と、利益追求を図る流通団体、生産者団体等とは利害が一致しない、また、消費者は、農薬を使用しない、より安全・安心な農産物を求め、生産者は、商品価値を高める観点から農薬を使用したいということとを関係を認識し業務にあたっている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 食の安全・安心連絡会、意見交換会、食育推進懇談会、出前講座など	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	業務は、国民の視点に立った食の安全・安心業務に則っており、意見交換会などでは専門的知識を持った講師を招き、また、会で使用する資料にあつては、信頼ある機関が科学的根拠に基づいて作成したものを使用している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	×	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか。	○	肥料の流通など、農業生産に使用されている資材については、そのすべてが食の安全に関わらないとの科学的根拠があるわけではないのではないか。	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 消費・安全部 表示・規格課
部署の業務内容	・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づく食品表示の適正化を推進するための食品表示の監視業務(小売店及び中間流通業者における食品の表示状況、原産地表示の真正性の確認等)並びに食品表示110番や食品表示ウォッチャー等による消費者等の方々の協力を得た監視業務。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本省における食品表示制度に関する法令研修及び立入研修並びに情報提供等に対する対応研修また、食品安全研修の受講生を講師として他部門の職員の参加も得て研修会を実施して、丁寧・誠実・親切な対応を心がけている。 ・消費者等を対象とした食品表示制度の説明会等においてアンケートなどにより評価を確認している。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・国民からの情報提供や問合せ等に対し、食品表示110番マニュアルに基づき対応している。 ・フリーダイヤルの増設や結果のフィードバックの要望がある。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	○	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示制度の制度改正の周知や普及・啓発のために、消費者・食品産業事業者・生産者等を対象に説明会や意見交換を行なっている。 ・意見交換で出された意見については、上局へ進達している。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示の監視業務及び制度改正の周知や普及・啓発のために、消費者・食品産業事業者・生産者等を対象に説明会や意見交換を行なっている。 ・業界は表示の簡素化を望むし、消費者は表示の詳細化を要望する。
	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	○	・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づく食品表示の適正化を推進するための食品表示の監視業務(小売店及び中間流通業者における食品の表示状況、原産地表示の真正性の確認等)並びに食品表示110番や食品表示ウォッチャー等による消費者等の方々の協力を得た監視業務。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	・食品表示監視業務の検討を行い、関係機関との定期的な情報交換を行なう情報交換会議の設置や食品表示監視協議会を設置し対応している。 ・食品表示監視業務のマニュアルに基づいて業務を行い、国民の健康を守ることが重要という意識を持って業務を行っており、健康への悪影響が想定される場合は、関係機関等へ情報提供を行い川下への影響を防ぐ措置をとっている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 消費・安全部 安全管理課
部署の業務内容	農産物、畜産物、水産物等に係るリスク管理業務及び牛トレーサビリティ業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	制度の周知・説明については、関係団体等からの要望等に基づき適切に対応を実施している。なお、説明方法および資料等については、可能な限り平易な内容とするように取り組んでいる。意見交換会等に於けるアンケート調査内容については十分考慮しているが、他の業務においては直接取組についての評価を受ける機会がない。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	安全管理課としての個別業務の対応はないが、消費・安全部(消費者からの110番等)及び農政事務所全体の取組(内部通報等への取組)が整備されており、現段階では十分機能していると考えられる。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	消費・安全部の対応(意見交換会、食肉業界への説明会等)の中で協力して実施しており、そうした機会の中で出された意見、アンケート等の内容については十分考慮して、対応している。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	常に、業務を行う中で、国民的判断はどうするかを基準に進めている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	○	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	○	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか。	○		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 食糧部 計画課
部署の業務内容	米政策改革の推進のため、関係機関への指導・助言。基本指針のための情報収集及び政府備蓄米の販売計画

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	課内での定期的なミーティングの中で、接遇についての意識統一を実施したが、国民各層からの評価を押し量ることは不可能。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情等についての取扱はルール化されており、食糧業務、消費安全業務、食品110番等各セクションで取り次ぎ、上局への対応がされている。計画課所掌業務では、改善すべきとの声は寄せられていない。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	課内での定期的なミーティング及び所内での政策勉強会を通じて職員の知識を高め、専門以外でもある程度の知識を持つようにしている。地域での説明会等に可能な限り昼夜問わず出席し、政策の周知に努めているが、出された質問等に対し返答に窮する場合(米政策の場合、要綱・要領が定まらないうちに説明する場面が多々ある)上局へ質問するが、回答が1ヶ月もかかる場合があり、地域から対応が遅いと批判を受けることもあった。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	米政策改革の推進では、県及び地域の任意組織である水田協に対して、多額の交付金(産地確立交付金・水田等有効活用促進対策交付金等)が交付され、その執行に対して指導・助言するわけだが、生産者側に立った政策が主であり、消費者の利益が一致しているわけではない。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	米麦の流通に関する検査マニュアルに基づく、立入・立会検査。 組織改革により、農政事務所に消費安全業務が平成15年7月に設置されてから、食の安全に対して調査・点検を実施しているが、当課は生産調整を主とする生産現場であり、国民の健康等を考慮した業務となっていない。食品のリサイクル業務では、企業への負担が大きく且つ、履行しない場合権限が無く指導のみに終わっていると思われ、企業のモラルによって制度の浸透度が違うと感じる。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	×	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	○	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	○	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	生産調整を推進しているが、転作作物であっても食用する作物を作ってもらうため、人の口に入る物の生産・流通に関する部門は、全て影響を及ぼすと考えられるので、普及・指導機関に対しての要請は実施している。	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 消費流通課
部署の業務内容	農産物検査に係る登録検査機関の指導・監督業務、食糧法に基づく主要食糧の買入・販売、寄託契約等の業務、米の消費拡大推進に係る業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	国内産農産物の銘柄設定要領の改正についての説明会(11/21)を実施し、当事務所としての方向性を説明した際に、欠席の機関もあったことから、欠席した機関には個別に説明、意見交換を行い、関係者の意見を反映出来るようにしている。 米粉の普及を目的とした米粉料理教室(2月21日)を開催、参加者からのアンケート調査では、米粉食品について理解が得られている。 食料自給率向上、食育の推進、米飯学校給食の回数増加等を目的に、各自治体首長等への要請行動では、要請の主旨について十分に理解を得ている。 寄託契約に係る保管料等の請求手続き説明会は関係する全業者へ説明を行い、その主旨について理解を得ている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	農産物検査・JAS共同マニュアルでルール化され、農産物検査とJAS表示の信頼を確保する観点から苦情や情報に対応している。 不適正な検査証明等の情報が数件寄せられており、ルールに従って適切に対応している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	食料自給率向上や米の消費拡大推進等の課題について、食育推進とあわせて各自治体首長等と意見交換を実施しながら、政策を説明するとともに十分に現場の実態等を含めて意見交換をしてきた。また、米粉の推進に向けて料理教室等を開催し、一般消費者と意見交換をし、アンケート調査等では好評を得ている。 政策の説明や意見交換の方法等ルール化は明確にされていないが、個別具体的課題で説明・意見交換を行っており、業務運営は公平に遂行されている。 また、出された意見や質問についてはその場で、又は帰庁後速やかに対応している。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	農産物検査機関や、倉庫業者、運送業者等特定分野の業者との関わりがあるが、業務はそれぞれの要領にのっとり公平に遂行されている。 消費者の多くが食料自給率向上が必要だとの認識にあり、農業振興は必要だと考えている。その意味では農業振興と消費者の利益は一致する。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務 についての点検	総論		農産物検査法に基づく検査証明の不適切なものの情報があり、ルールによって適切に対応されている。 MA米の販売前のカビ、カビ毒チェックについては、新たな手順に従って適切に対応している。全職員が緊急対応できるように日常の危機管理を確実に行う必要がある。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	食料に関する業務である以上、国民の健康を守ることが大前提であることは当然のことである。農水省から出された「ビジョン・ステートメント」を体にしみこませることにして、課内ミーティングを行っている。 また、職員からの業務改善提案についても、自ら行っている業務の再点検をする良い機会になっており、食の安全に対する意識は高まっている。 MA米の販売前のカビ、カビ毒チェックについては、担当者のみならず事務所の使命としての業務であることを確認。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
影響可能性の確認		○	主要食糧全般を業務の対象としており、その全てが食の安全に影響を及ぼすものである。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 統計部 統計企画課
部署の業務内容	統計部・各センターに係る業務運営の企画及び連絡調整、農林水産統計の加工・分析、統計データの整備、登録調査員の確保育成事業の推進

		項目	対応	点検結果の概要
総論		消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	局総務部資料の「接遇の手引き」を職員に配布し、それに基づき対応するとともに、所内に「業務の効率化・接遇対策等検討チーム」を設置し、取組を進めている。 また、苦情がないから全く問題はないという意識感覚は持たぬよう努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応		国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	関係機関、統計調査の客体等からの意見・要望等については、丁寧・親切的な対応に心がけるとともに、情報が迅速かつ的確に局・本省に届くよう報告・連絡・相談を徹底するよう指示され対応している。 また、他県等の組織内で苦情等があった場合には、即座に同様の事例がないか点検及び注意喚起を行っている。さらに、人事異動期に当たり、不十分な引継ぎに起因し、懸案事項等の脱漏や対応遅れ等を未然に防止するため、「組織的業務引継ぎ」の徹底をすることになっている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	農政の主要課題をテーマとして、毎月1回の職員勉強会に参加し、政策についての知識習得に努め、各業務を通じて情勢・状況に応じた適切な対応をするよう努めている。 また、国民から寄せられた意見・要望等については、「意見情報」として上局に繋ぐ取組を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	統計調査は、中立性・公平性・全国統一性を確保するとともに、統計調査結果の質・精度維持を図りながら、政策立案の基礎資料を提供していることから、特定の利害・利益に係ることはない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	直接的に、食の安全に関する事項はない。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	統計業務を通して寄せられた食の安全に係る意見・要望等については、上局に繋ぐ取組を行っている。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 統計部 経営・構造統計課
部署の業務内容	統計部・各センターに係る農林漁業経営及び経済に関する統計調査、農林水産業に関するセンサス調査に関する統計調査。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	「接遇の手引き」を職員に配布、対応願うとともに、事務所内の「業務の効率化・接遇対策等検討チーム」の取組みを進めます。 さらに、苦情がないからといって問題はないという意識を持たないよう努めます。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	外部からの意見・要望等については、丁寧な対応に心がけるとともに、迅速かつ的確に上局へ届くよう報告・連絡・相談を徹底します。 また、人事異動による懸案事項等の脱漏や対応遅れ等を防ぐために「業務引継ぎ」を徹底します。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	毎月1回の職員勉強会に参加し、知識習得に努め、状況に応じた適切な対応をするように努めます。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	統計調査結果の精度維持を図り、政策立案の基礎資料を提供することを目的としているから、特定の利害・利益に係ることはありません。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	ありません。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか。	×	食の安全に対する意見・要望等については、上局に繋がります。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 統計部 生産流通消費統計課
部署の業務内容	田畑の耕地面積の把握、水稻・野菜・果実等の面積並びに収穫量の把握、農林水産業に係わる各種団体に係る流通段階経費等の把握等の調査

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・水稻作付面積かい離解消の取組並びに水稻作柄調査の公表など可能な限り解りやすい公表資料作成。特に、作柄情報については、記者レクを開催しマスコミを媒体として、多様な国民各層へ理解を図っている。 また、ほ場等現地での調査説明会を併せて開催し、関係機関との合意形成を図っている。 その他の調査においても、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう課内で打合せを行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・調査客体からの意見・要望・苦情等については、迅速に上局に対して報告・連絡・相談に基づき対応している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・重要課題(面積のかい離問題や水稻の作柄調査等)については、関係機関との事前、事後の説明・意見交換等を行い合意形成を図る取組を実施。 ・農業政策課題については「農政施策に関する説明会」(月1開催)の受講等、機会を捉えて政策課題の理解に努め農林水産省職員としての資質向上に努めている。 ・政策に関する意見要望については、上局に対して報告・連絡・相談により対応。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・中立性、公平性、全国統一性を旨とした統計調査組織にあつては、政策立案の基礎データの提供が主な業務であり、業務振興と消費者の利益で指摘されている課題については、直接的な影響はないと思われる。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		—		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	×	・農林水産業振興のための基礎データの提供を主な業務とし、中立性、公平性、全国統一性を担保しながら業務を推進。 直接、食の安全性に係わる業務はないと思う。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
影響可能性の確認	×	・食の安全性を日常意識しながら業務を推進するとともに、業務上寄せられた食の安全性に関する意見要望については上局に繋ぐこととしている。		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	・現段階では特段ありません。	/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 地域第一課
部署の業務内容	①食品安全行政に関する消費・安全関係業務②食品表示の監視・指導・相談に関する表示・規格関係業務③米政策改革・水田経営所得安定対策・米の備蓄運営・米の消費拡大に関する食糧関係業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示110番、消費者相談及び米政策等について、消費者、生産者及び関係機関等からの問い合わせ等に対し丁寧な対応が出来るよう職員と意見交換会を実施した。 ・消費者等との意見交換会及び関係機関等との会議等で、JAS法、食品リスク管理及び米政策関係の説明について丁寧な説明との評価を受けた。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示110番(内部告発等)及び消費者相談(苦情等)について統一対応マニュアルがある。 ・要望等は内容を検討後、ラインを通じて上局に報告することにより公平性は確保出来る。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・当課は、制度・政策等については関係機関等と連携し説明会を実施しているが、政策等の効果の検討は実施していない。 ・消費者等及び関係団体等と意見・要望等がについて、ラインを通じて上局に報告することにより公平性は確保出来る。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられている	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・検査登録機関への指導・監督と監査、米穀販売業者への指導など関わりがある。 ・消費者等が求める安全・安心な農産物価格と、生産者が考える再生産が可能な農産物価格が一致しないことを認識し業務を行っている。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ ・食品表示の関係業務、食品の安全・食育に関する消費・安全関係業務、農産物の生産・検査・流通に関わる業務	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・当課の業務は、ラインを通じての指示の基に業務を実施しているので、各上局で見直しがあれば同時に行っている。 ・当課は消費者等と直接接する機会が多いことから、国民の目線で業務を実施するように心掛けている。 ・上局の科学的な知見や証拠に基づいた資料等に従って業務を実施している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	・農産物等を生産・流通等に係わる業務は、大小に関わらず食の安全に影響を及ぼす可能性はあると考える。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	・長期的な農業政策を望む(生産者、関係団体及び市町村等)。	/	・制度・政策に関する事項なので、上局に要望を報告している。
	・各政策の交付金等の事務処理が煩雑であり、簡素が出来ないか要望があった(申請者等)。		・制度・政策に関する事項なので、上局に要望を報告している。

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局福島農政事務所地域第二課
部署の業務内容	農畜水産物の安全対策、食品の価格動向、食育の推進、食品表示の監視・指導、米政策改革、備蓄運営、水田・畑作経営所得安定対策に関すること

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	課内の会議、打合せ等の機会を捉えて誠実・丁寧な対応となるよう注意喚起・意見交換を行うとともに、現地で対応できないものについては状況を説明し、上局からの回答を得て速やかに回答することとしている。なお、直接の評価については承知していない。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	表示110番や消費者相談等マニュアル化されており、当課では表示110番での受付が多いが、迅速な対応等を心がけており、これにより批判を受けたことはない。なお、マニュアルが定められていない部分については、ラインを通して上部に状況を伝達することにより公平性は確保出来る。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	新しい制度・政策や制度の改正などについては、関係機関・団体と連携をとりながら説明会等を開催しており、出された意見・要望、また、消費者等との意見交換を実施した際に出された意見・要望等についても本所に報告している。しかしながら、直接評価を得たことはない。なお、マニュアルが定められていない部分については、ラインを通して上部に状況を伝達することにより公平性は確保出来る。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	登録検査機関への指導・監督と監査、米穀販売業者への指導及び加工原材料米取扱業者への立入検査などでの関わりがある。利益の一致については、全てが相反するものではないが、たとえば、農産物価格等については利益が一致しない部分であり、お互いが立場を理解しあえるように努める。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 当課の業務は全て食の安全に係わる業務と認識している。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	当課での業務に於いて、産業振興部分はごくわずかであり、業務遂行に当たっても食の安全確保や環境への配慮を念頭に進めている。また、今までは事が起きてからの対処が中心であったが、今は事前に点検し科学的分析により安全なものを提供するようなシステムに変わってきた。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	当課の業務は全て食の安全に係わる業務と認識している。	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	各種交付金、助成金の種類が多く、何をいくら交付されたのかわからないときもある。また、手続きも煩雑であるので簡素化を求める声が多い。	/	簡素化された部分もあるが、制度的にわかりづらいものも多々ある。利用者サイドにたった作りなどを上局に要望している。
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 地域第三課
部署の業務内容	食の安全・安心のため食品安全行政の推進に関する事、食品小売・流通における食品表示の適正化推進・指導、相談に関する事、米政策改革・経営所得安定対策・米の備蓄運営・米の消費拡大に関する事

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・課内の打合せ等の機会を捉えて注意喚起・意見交換を行い、丁寧な対応に心がけている。 ・電話の応対にしても、正確に聞き取り、丁寧な説明するよう心がけている。 ・現段階まで苦情等はないが、今後とも丁寧な対応を行うよう取組んで行く。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品表示110番対応マニュアル」、「農産物検査・JAS表示共同対応マニュアル」、「消費者対応マニュアル」、「食品に由来する危害に関する情報の取り扱いについて」及び「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」等が定められルール化しており、関係各課・係との情報を共有化し対応している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・新規政策や政策の改正の都度、できるだけ分かりやすい資料を作成し説明会を開催しているほか、関係機関から説明の要請があれば説明会を開催している。その際、説明会の概要、意見・要望等については、定められた報告様式により報告書を作成し、本所関係課へ報告している。 ・消費者との意見交換等において、出席者から評価を受けている。 ・米政策等においての説明会等を実施するに当たり、市町村又は協議会ごとに参加しやすい時間帯(夕方及び夜間)を設定し、生産者及び生産者団体等から評価を受けている。 ・消費者との意見交換会は年2回以上開催し、その結果(概要・質問・意見・要望等を含む。)を定められた様式で本所担当課へ報告する。 ・消費者及び生産者(団体を含む。)等への政策等の説明会を実施した場合は、その結果(概要・質問・意見・要望等を含む。)を定められた様式で本所担当課へ報告する。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・登録検査機関及び農産物検査員に対しての指導・監督業務 ・政府寄託物品の倉庫業者への保管管理指導・確認業務(たな卸し等) ・加工原材料用に販売される米穀等の適正流通確保業務 ※上記3業務とも予算・税制等は該当なし ・消費者が考える農産物の価格と生産者の生産費は必ずしも一致しないが、安全な農産物を生産するにはコストがかかることを消費者に説明し、理解を求めている。 ・安いものを求める消費者が多い中、製造業者・販売店等は利益を求めため「安かろう悪かろう」という考えで表示と違うものを販売(混入)しないよう啓発している。 ・消費者の考える農産物の価格と生産者団体等が求める再生産ができる価格は一致しない。 ・消費者の考える商品価格と製造業・販売業の販売価格は一致しない。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	○	・農産物の農薬使用状況調査、家畜飼料の使用状況調査(飼料添加物を含む。)、水産物の飼料・医薬品使用状況調査、農産物の残留農薬調査、農産物のかび毒調査、鉛含有調査、牛せき柱の飼料・肥料への使用禁止措置に係る調査、食牛トレーサビリティ関係、品質表示監視・調査、米の備蓄運営等があるが、大きく言えば米政策改革・経営所得安定対策等も食料自給の確保として食の安全に関する事項である。したがって当課の業務全てが食の安全に関する事項であると理解している。	
	業務の見直し	○	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品表示110番対応マニュアル」、「高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」等が見直しされた。 ・リスク管理の一環として「牛トレーサビリティ・システム」の確立に伴い、牛トレーサビリティ第1係・第2係が新設され、牛トレーサビリティ・システムの遵守義務の徹底を行った。 ・牛トレーサビリティ・システムが消費者段階での食の安全・安心に対する信頼を構築することへの意識変革と牛トレーサビリティ法の重要性の認識検証を行った。 ・上記「総論 部署内の業務」に記載した業務は、正に国民の健康を守るための業務である。 ・消費・安全部関係業務は上記「総論 部署内の業務」に記載したとおり、国民(消費者)へ安全なものを供給するための未然防止対策業務である。 ・残留農薬、かび毒及び鉛の調査は、試料を採取し科学的分析を行っている業務である。 ・残留農薬、かび毒及び鉛の調査業務は、生産段階で行っているため、もし混入が分かれば消費者へ届く前に対応措置ができる。更に、今後発生しないよう対応策が図れる。 ・残留農薬、かび毒及び鉛の調査は、科学的分析値に基づき行っている。
		○	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	
		○	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	
		○	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	
		○	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	
		○	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	
		○	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	
		×	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	
		—	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	
×	第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。			
影響可能性の確認	○	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	・当課の業務は、全て食の安全(食料自給の確保も含む。)に関する業務であると理解している。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	・消費者との意見交換等において出された意見ですが、「大変有意義だったので継続して開催してほしい。」との意見が多かった。	/	・年2回開催しているが、同じ地域で開催するのではなく、できるだけ多くの地域で開催し、多くの方と意見交換をするようにしている。 ・開催回数についても、2回以上開催できるよう業務の調整等を行い検討している。
	・長期的な農業政策を望む意見が多い。	/	・制度・政策のため、上局に要望を報告している。
	・生産者から、各政策の交付金等の手続き事務が煩雑であり、簡素が出来ないか要望があった。	/	・制度・政策のため、上局に要望を報告しているが、一部には改善され手続きが簡素化されたされた対策もある。

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 地域第四課
部署の業務内容	食の安全・安心及び食育等の消費者安全行政の推進業務、食品流通における表示の適正化等推進のための監視・指導・相談業務、米政策改革及び水田経営所得安定対策、政府米の備蓄運営及び適正流通監視業務、米の消費拡大業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	要請に基づく説明会等で、分かりやすく丁寧な説明のための資料作りや個々のプレゼン能力向上に向け、現場に出向いての対応訓練。また、寄せられた意見・要望等は漏れなく措置するマニュアルに基づく迅速(当日中の措置)な対応がなされている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	説明会でよく言われるのは、「制度・政策が複雑すぎる」との苦情は受けているが、それ以外の評価は承知していない。
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	食品表示110番対応マニュアル等の各種マニュアルに従い、国民各層から寄せられた情報に的確・迅速に対応されており、不適正及び不誠実な対応との批判は承知していない。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	対応マニュアル等のルール化されていない事項の場合は、職員個々の判断にブレが生じ、国民から不公平との指摘を受ける懸念はあるが、現在の各種マニュアルが職員個々に浸透しているため、不適切な対応等はないものと考えている。
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	新規の政策は勿論、節目節目において、関係機関団体等と連携し、各種説明会において制度・政策の浸透等に努めている。また、消費者等との意見交換会や食品製造・販売業者に対する説明会で出された意見・要望・質問については、マニュアルに基づき適正に処理されている。これまでの各種説明会や意見交換会等で対応放置や不誠実対応等との批判は承知していない。また、特別に高い評価を耳にしたことはない。ルール化されていなくとも、各種政策説明等に出向く際は迅速な対応に心がけているので、ラインを通じた情報の共有化による対応が図られている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×		
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	登録検査機関及び検査員に対する指導・監督及び監査業務、寄託契約に基づく政府所有食糧の保管管理及び確認業務、加工原材料用米の適正流通確保業務。消費者は、安全・安心・安価を求めるが、生産・加工業者は、安全・安心・コストである。(過日の米粉セミナーでも、消費者から利用に当たった価格問題の意見が出され、生産・加工サイドからは、コスト問題が提起された。)このような状況を肌で感じている。このことが不適正流通や生産・製造意欲の減退の引き金になりかねない。このことを十分理解し、各方面の意見・要望を適正・的確・迅速に対応するよう努めている。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 当課の業務は全てに渡り、食の安全に直結する業務である。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	BSE発生後業務の見直しがなされ対応してきたが、慢心があったことは否定できない。今現在は、二度と不手際が発生しないよう、厳格なマニュアル対応と各職員の緊張感ある対応がなされている。また、日々消費者の安全・安心確保のための取組（農畜水産物の生産履歴と製造販売の適正表示）と、消費者不安を煽る風評の未然防止のための迅速な対応。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	当課が対応する全ての業務が食の安全に直接関わっている。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	関係機関・団体及び生産者から、制度・政策が複雑でなおかつ毎年のように改正されて理解できない。	/	上局に報告。制度を分かりやすく説明できるパンフレット（活字を出来るだけ少なくした）を作成し、説明用・配付資料用として活用している。
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 福島統計・情報センター
部署の業務内容	農林水産統計・情報の収集・分析・公表及び農林水産行政の広報に関すること

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	郵送調査において、調査客体からは「何故調査するのか。調査結果はどうなっているのか。何処で利用しているのか。」などの問い合わせ・苦情が寄せられている。また、回収率も低下しており協力が得られなかった客体においては隠れた不満があったのではないかと推察される。事務所全体で東北農政局が作成した接遇の手引きを配布し、外来者・電話での対応について指導及び意識喚起を行っている。調査に於いては今後調査拒否の客体からの苦情や不満の把握に努め、調査の改善を図る必要性があり、センターでは国民各層の調査客体及び照会者に親切、丁寧、誠実に対応するため、連絡受理者が責任者として対応するとともに、センター職員全員が応援体制を取っている。また、郵送調査の増加から、調査内容の照会、苦情等が多く寄せられることから、「郵送調査中！」の名称でネットワーク共有フォルダと綴を作成し、調査別客体情報及び調査票等を掲載し、全職員が迅速、適切に照会・苦情に対応できる体制を取り始め、現在対応中である。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	統計・情報組織としては、農林水産行政等に対する苦情・要請等に対しての対応ルール及びシステムが整っており、苦情、要請については本省まで伝えられこととなり、意見や苦情に対する回答、政策への反映は行われているものと認識している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	農林水産行政への意見・要望・苦情については、農家・農業団体・流通業者・販売業者との情報業務や統計業務を通じたフェイスツーフェイスの取組の中で把握し、情報は迅速に上局へ伝達されるシステムがあり適切な対応を行っている。しかし、意見・要望等に対する回答等は、本省の回答や対応待ちとなっており、センターとしての働きかけが十分対応しきれているとは言いが切れない。今後は意見提出した者へのフォローアップが必要と考えている。今後は、政策外交員PTにあるように、部署にかかわらず、農林水産省の職員全員が最低限の知識として知っておくべき施策について、コンパクトな勉強用資料を作成し、職員に提供すると共に研修を行うべきである
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	統計・情報業務は農林水産統計データ、現地事例情報の収集であり、調査は中立・公平・客観性を持って行われるべきものである。利害関係を伴う施策の立案、指導・監督等の行政施策遂行業務は該当するものは無いものと思われる。
業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。		—		
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		—		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論			
		×	民間での食の安全に関する取組実態等郵送調査や調査員調査で把握する統計調査及び食に関する消費者・生産者からの意見情報を収集する情報業務のみであり、食の安全に関する事項はない。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	×	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	統計調査の客体となる農家などのなかで、小規模農家からは、農業に占める経営のウエイトが少ないため調査対象から除外してほしいとの話が出される。	/	行政施策上の必要性は説明するものの、担い手に集中した施策の展開を見据えた標本配分の見直しが必要と本省へ要望する。
	統計調査項目が多い。	/	調査客体の負担軽減を図る必要から調査項目の削減を本省に要望する。
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 会津若松統計・情報センター
部署の業務内容	農林水産業の統計に関すること、地域の取組事例の収集、提供、意識・意向の把握に関すること

		項目	対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	統計調査や情報収集という業務上日々国民に接しており、丁寧・誠実・親切的な対応がなされなければ業務遂行ができないため職員は不断から行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	苦情への対応はルール化されており、受けたものが責任を持って報告や結果のフォローしており管理者が点検している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	モニターやオピニオンへ、政策の周知や意見収集について定期的に行い、その結果については上部に報告し反映するようになっている。 また、調査農家へも政策の周知を図り意見収集を図っている。
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けている	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×		
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	特定の分野に該当する事項はない。 統計調査の結果は、特定の者の利害関係に直結しないよう中立性、客観性を基に実施している。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		—		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	業務の点検をした結果、直接食の安全に関する事項はなかった。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 郡山統計・情報センター
部署の業務内容	農林水産統計調査の実施及びとりまとめ、農林水産情報の収集及び各種モニター等からの意見情報収集

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	各統計調査及びモニター等への依頼において、調査内容等を説明し理解を得ながら調査の依頼を行っている。また、農業経営調査、水稲作況調査等調査結果などについて説明を行いながら資料の還元を行っている。水稲作況調査の調査手法の公開について、関係機関を招集し調査方法の説明を行い、調査の理解向上を図った。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	各調査は、調査客体に対して説明し理解を得て、調査をお願いしている。また、関係機関・団体等からも公表された資料は利用されている。水稲作付面積調査において、統計の調査の仕組み等を説明し、調査についての理解は向上している。
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	統計調査についての照会・水稲作況調査結果に対しての要請等を受けたときは、内容を伺い、調査方法や結果を説明し、理解を頂きながら、要点を整理し経過報告書等を作成し、経過報告書等とともに統計部に速やかに報告し、指示を受け対応している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	農政などに対する苦情・照会等の対応については内容を伺い、必要に応じ、事務所に報告し指示を受け対応している。また早急の場合は直接事務所に連絡してもらうなどの対応を図っている。
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	各調査を依頼する際は、調査の目的や利用などを説明し、理解を得ながら協力していただいている。また、調査結果などについても還元を図りながら進めている。依頼の際の苦情や意見等についても、統計部に上げるなど対応している。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	水稲作付面積調査については乖離解消に向け、地押し調査等を実施し、その結果、理解が深まり乖離の減少に繋がってきている。水稲作況調査において、関係機関を招集し、調査手法の公開を行うなど、調査方法などを説明し、調査の理解向上を図ってきた。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	各調査は、調査客体に対して説明し理解を得て、調査をお願いしている。また、関係機関・団体等からも公表された資料は利用されている。水稲作付面積調査において、統計の調査の仕組み等を説明し、調査について理解は向上している。
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	水稲作況調査の調査手法の公開を実施しながら調査方法の説明し、調査結果の理解を進めている。水稲作柄について、関係機関に対して公表結果の説明を行い理解を深めている。
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見ると、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	当職域は、「業の振興」において、監督業務や予算・税制等に直接的に絡む業務は少ないが、常に中立性を確保するよう努めている。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	各統計調査において、直接食の安全業務に携わっているものはない。農作物の生産者に対して、各調査を通し生産者との関わりの中で、食の安全に対して間接的に関わりがある。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	食の安全に対して意識して、各統計調査等を実施している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと思われるものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務(事項)は無い。	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 いわき統計・情報センター
部署の業務内容	いわき市内の農林水産業に係る統計調査及び情報収集業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	「接遇の手引き」に基づき、電話対応等に最新の注意をはらっている。また、郵送調査等において、記入して直接センターに持参して頂いた人等、生産者、消費者問わず説明を含め丁寧に対応している。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	統計調査の客体から「調査対象作物の作付けをしたことがないのに調査票が届いた」と苦情が寄せられることがある。この対応として、調査票を郵送するまでの経緯について丁寧に説明し、次年度以降同じことがないよう業務引継ぎの徹底を図ることにしている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	施策をテーマとした月1回の職員勉強会に参加し習得に努め、生産者等と話す際に農業施策についての対応が出来るように努めている。意見・要望等については、「意見情報」として上局に繋ぐ取組を行っている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	統計調査は、中立性・公平性・全国統一性を確保するとともに、統計調査結果の質・精度維持を図りながら、政策立案の基礎資料を提供していることから、特定の利害・利益に係ることはない。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	直接には、食の安全に関する事項はない。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	業務を通して寄せられた食の安全に係る意見・要望等は、上局に繋いでいる。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 福島農政事務所 南相馬統計・情報センター
部署の業務内容	農林水産統計に関すること、地域情報の収集・農政に対する意見等を聞いたり、施策を説明する情報業務に関すること

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	対応にあたっては、相手方の目線を充分意識して、意見・要望等を戴いた場合は、共通様式に記入して、センター長の確認の上、統計部に報告と照会をしている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情等が発生した場合、職員は、内容をセンター長に復命して、対処方針について、職員内で確認を行うこととしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	各種の施策事業について、ラインを通じて降りてくる制度事業について、学習し、国民に伝えるよう意識している。ただし、統計業務を預かる職員として、業務の消化に追われる状況もあり、必ずしも万全な取組みとまでは行ききっていない。
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	農業経営統計調査を担当しており、農家を始めとする個別・団体の経済状況の把握が任務となっている。このことが、農家にとっての、税務申告と重なるよう内容があるとされているので、農業統計法により、調査活動が進められていることの理解を得て、業務を取り組んでいる。
説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。		×		
部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。		×		
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○		
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○		

項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	意見・情報の収集が業務の柱であり、食の安全に関しても、意見が寄せられる例がある。これらの点から、食の安全に関連する事項がある。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	意見・情報の収集が業務の柱であり、食の安全に関しても、意見が寄せられる例がある。これらの点から、食の安全に関連する事項があるが、意見情報は、上部へ報告することを任務としており、生産者の意見・消費者の意見について、偏ることなく対処していると考えている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	×	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	×	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	調査客体・消費者モニター・オピニオン等の意見・情報収集の中に、食品の安全に関する内容が含まれていた場合、迅速な報告を怠ると、食の安全に影響を及ぼすこととなると考えている。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	経営所得安定対策採択における申請受付窓口で、手続き書類の簡素化の要望が強く出された。	/	意見を農政推進課の上げて、改善をもとめた。こうして経過もあり、申請書類作成における一定の見直しが図られている。また、制度説明において、「より解りやすく説明する」ことに心がけている。